

## 関連条文

### ○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

#### （中央建設業審議会の設置等）

第三十四条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

#### （中央建設業審議会の組織）

第三十五条 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

2 中央建設業審議会の委員は、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、国土交通大臣が任命する。  
3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。

#### （準用規定）

第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。

#### （委員の任期等）

第二十五条の三 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。  
3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。  
4 委員は、非常勤とする。

#### （委員の欠格条項）

第二十五条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

#### （専門委員）

第三十七条 建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 第二十五条の三第四項、第二十五条の四及び第三十五条第二項の規定は、専門委員について準用する。

(中央建設業審議会の会長)

第三十八条 中央建設業審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第三十九条 この章に規定するもののほか、中央建設業審議会の所掌事務その他中央建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

(中央建設業審議会の議事)

第二十九条 中央建設業審議会は、委員の総数の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出席者の数が出席委員の総数の二分の一を超えるときは、議決をすることができない。
- 3 中央建設業審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

- 2～4 (略)
- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 (略)
- 7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（社会资本整備審議会の調査審議等）

第三十九条の三 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、建設業に関する事項について関係各庁に意見を述べることができる。

## 中央建設業審議会議事細則

### (趣旨)

第1条 中央建設業審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、建設業法及び建設業法施行令に規定するもののか、この細則の定めるところによる。

### (招集)

第2条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の総数の四分の一以上の者から審議会に付議すべき事案を示して招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を定めて開会の日前二日までにこれを委員及び当該議事に関係のある専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

### (委員等の除外)

第3条 委員等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、審議会の議事に加わることができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

- 一 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が審議事項の当事者又は当事者である法人の役員であるとき。
- 二 委員等が審議事項の当事者の参考人として出頭を求められているとき。
- 三 委員等が審議事項の当事者の代理人（法定代理人を含む。）又は保証人であるとき。

### (書面による議事)

第4条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

### (議長)

第5条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

### (委員等以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会長の職務代理者)

第7条 会長又は会長の職務を代理するためあらかじめ選ばれた者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(議事録)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には会長及び会議において定められた二人以上の委員が署名しなければならない。

(議事の公開)

第9条 会議及び議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、会長が特段の理由があると認めるときは、会議又は議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開することができる。

(部会)

第10条 審議会は、部会を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができます。

4 部会の議事においては、第2条から第9条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。